

「令和6年能登半島地震」被害へのお見舞いと特別支援措置について

【在学生の皆様へ】

令和6年1月31日

中央学院大学

「令和6年能登半島地震による災害」によって被害に遭われた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復興・復旧出来ますことを祈念申し上げます。

本学では「中央学院大学大規模災害罹災学生に対する学生納付金減免規程」に基づき、下記のとおり特別支援措置を講ずる制度がございます。該当する方は学生課への被害報告にご協力をお願いいたします。

1. 対象地域（内閣府発表に基づく地域）

- ・令和6年能登半島地震にかかる 災害救助法の適用について【第1報】【第2報】
※今後対象地域は、増える可能性があります。

下記の内閣府防災情報ページを参照して下さい。

URL [災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府 \(bousai.go.jp\)](https://www.bousai.go.jp/)

2. 対象者

上記対象地域において発生した災害において災害救助法が適用され、且つ激甚指定された地域に在住し被災された本学の在学生ならびに保証人（大学院・学部）。

3. 内 容

被災状況に応じた、令和6年度授業料等の減免措置。

4. 申請方法

被害が確認された学生のかたに別途詳細について、ご案内いたします。

5. その他

本特別支援措置以外の本学特待生・奨学生制度および学生納付金減免制度との重複は認められません。

ただし、本特別支援措置と本学特待生・奨学生制度および学生納付金減免制度については、対象者がいずれかを選択することができます。

<本件に関するお問合せ先>

中央学院大学 学生課 ☎04-7183-6518（平日 9:00～17:00） gakusei@cgu.ac.jp